

事 務 連 絡  
令和 4 年 12 月 20 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

### 再生資源利用（促進）計画の掲示様式について

日頃より、建設リサイクル行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 9 月 2 日に公布した資源有効利用促進法省令の一部改正（令和 5 年 1 月 1 日施行）において、再生資源利用（促進）計画を公衆の見えやすい場所に掲げることとしました。

この改正に伴い、国土交通省のホームページに掲載しております参考様式「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」に、掲示様式を追加しましたのでお知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、建設発生土等の適正処理に一層取り組まれますよう、指導を徹底する等、格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

#### ○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm))

#### ○その他

現在、建設副産物情報交換システム（COBRIS）から掲示様式に必要な情報を転記できるようシステムを改修中。令和 5 年 3 月末頃を目処に利用可能となった段階で周知予定です。